

第2章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の体系

1 基本理念

本計画は、条例第3条に掲げる6つの基本理念を下に、男女共同参画の推進を図ります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。

あらゆる分野における活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。

政策方針決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

仕事と生活の調和

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。

性の尊重と生涯にわたる心身ともに良好な生活

男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活ができること。

国際理解と協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

2 計画の体系

